

「法定雇用率引き上げによる影響」

就職指導部 今城 慎一郎

平成9年1月28日(火)朝日新聞の朝刊に「労相の諮問機関である障害者雇用審議会が27日に、法定雇用率算定の基礎に知的障害者も加えるべきであるという意見書を岡野裕労相に提出した。」という記事が掲載されていました。

現行の法定雇用率が、身体障害者の人数だけから割り出された《1.6%》と定められており、昭和63年以降知的障害者が雇用された場合には、身体障害者として数えられてきたことは先刻ご承知の通りです。

前回は記載しましたが、法定雇用率は、一つの目安で、《1.0%》を越えていれば、公的機関からの指導に対し、前向きな努力をしている姿勢を見せていけば凌げるのが現状です。(景気の低迷から、致し方のない部分は十分に理解できます。)実際には、昨年の実雇用率で、身体障害者が《1.32%》、知的障害者が《0.14%》と各々を加えても《1.6%》を下回っています。その状況下で、身体障害者に比べて知的障害者は、幅広い分野でその能力を発揮することができるということで、各企業とも積極的に雇用に結びつけていることから、身体障害者の雇用率が伸び悩むことも問題の一つとして挙げられています。

これらの問題を考慮した上で、今回の意見書通りに法定雇用率が《1.6%》から、《1.9%》に引き上げられたとすると、今後の就職指導に大きなプラスとなります。

先日も、三鷹職業安定所(専門援助課第二部門)の高野栄一統括雇用指導官と話をした際に、「もしその意見書の趣旨がそのまま実施されるとすれば、今までとはこちらの対応も変わります。現状では、雇用を促す程度ですが、引き上げ分の《0.3%》を下回る企業には雇用を強く訴えていくことができます。しかし、状況が好転するにはかなりの時間が掛かります。依然状況は厳しいですよ。」と、辛口のコメントでした。

どちらにしても、障害者を雇用しなくてはと焦って数多くの障害者を抱え込み、対応に困ったという以前の失敗は二度と企業サイドも繰り返すことはないはずですから、技量の高い人が望まれるでしょう。

これ位で大丈夫といった安易な判断をすることなく、常に完成度の高い仕上げを行う事で、目標達成の喜びを知る必要があります。

厳しい時代背景に変わりはありませんが、着実に努力していき、自分の道を切り開いていきましょう。